

和 建 総 号 外  
令和3年10月27日  
(2021年)

業 者 各 位

建 設 総 務 課

入札における法定福利費を明示した請負代金内訳書の取扱いについて

このことについて、令和3年10月1日以降に公告する工事から、契約締結後に工事担当課に法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を求めているところですが（令和3年9月9日付け技術管理課通知「法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出について」）、入札時に法定福利費を明示した請負代金内訳書を添付する事例が見受けられます。

つきましては、入札時における内訳書の取扱いについて、次のとおりとしますのでお知らせします。

原 則	本市指定様式「工事費内訳書」（別記様式第8号）を使用してください。 ※法定福利費の明示は不要です。
例 外	法定福利費を明示した内訳書も <u>有効</u> とします。 ※法定福利費を明示した場合は、契約締結後の請負代金内訳書の提出を省略することができることとします。 ※法定福利費の明示の有無及び明示額の多寡は、入札参加資格の確認審査（事後審査）の対象ではありません。明示額の内容については、契約締結後に工事担当課で確認します。

なお、最低制限価格（失格価格）の算定時や、競争入札参加資格の確認審査（事後審査）時に、内訳書に不備（工事名の誤記、入札金額と内訳書の相違等法定福利費の明示以外の箇所）があることが判明した場合は、入札を無効としますのでご注意ください。